

第二十九部

第一回 参議院治安及び地方制度・司法連合委員会會議録第四号

(五三三)

付託事件

○警察法案(内閣送付)

昭和二十二年十一月十九日(水曜日)
午前十一時四十分開会

○警察法案

○委員長(吉川末次郎君) これより会

議を開くことにいたします。前回に引き続きまして、警察法案の審議を続行いたすことにいたします。今日は逐條審議に移ることにしておりますので、先ず政府側の本法案に対する逐條的な説明を求めまして、然る後御質問があれば御質問をして頂くことにいたします。最初に警察法案の前文及び第一章の總則を議題といたしたいと思います。政府側の説明を求めます。

○説明員(加藤陽三君) 前文はこの警察法制定の精神を述べたものでございまして、先ずこの警察法は、憲法によつて保障されている國民の基本的な自由を保障するという精神に従つてやれるものである。並びにこの警察法は、日本國憲法に規定してございます地方自治の眞義を推進するという観点から作るものである。同時にその二つの理想を掲げまして、警察本来の職能からいたしまして、秩序を維持し、法令の執行を強化し、而もこの權威は個人と社會の責任の自覺を通じてこの警察の權力の尊嚴が維持されるのである。そうしてそれによつて人間の尊嚴を最高度に確保し、個人の權利と自由を保護するようになければならない。というこ

とを語つておりまして、國民に属する民主的權威の組織として、警察を確立するという趣旨を明白にしているのでございます。

第一章は總則でございます。この法律の全部に共通する事項を掲げております。

第一條は前文に謳いました警察の職務といたしまして、法律の本文を以て規定しているものでありまして、「警察は、國民の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の捜査、被疑者の逮捕及び公安の維持に當ることを以てその責務とする。」

第二項は、警察の活動はややもいたしまして従前は廣範圍に亘りまして、その外にも建築、衛生、消防、治療等の關係でありまして、いろいろな範圍に亘つておりましたものを限定する趣旨と同時に、その警察の運営の方法におきまして、苟くも日本國憲法の保障する個人の自由及び權利の干渉に互る等のごことがあつてはならない。従前の警察の弊害とするところをここで嚴格に制限するという趣旨を以て第二項は規定せられております。

第二條は、この法律の中に出て参ります「行政官」と「運営管理」という字句の解釋でございます。この行政官管理という字句の出で参りますのは第四條第二項第四号、三十一條にございまして、運営管理という字句は第二十條及び三十一條に出て参ります。行政官と申しますのは警察職員の人、事、子、孫、組織等警察の作用の中で實際の執行面でない方面の作用を申すのでござ

います。運営管理と申しますのは、第二條の第二項の各号で掲げてございまして、公共の秩序の維持、生命及び財産の保護、犯罪の予防及び鎮壓、犯罪の捜査及び被疑者の逮捕交通の取締、逮捕状、勾留状の執行その他の裁判所、裁判官又は檢察官の命する事務で法律をもつて定めるもの、こういうような警察の實際の執行部面の作用を運営管理と称することにいたしておるのであります。

第三條は、警察關係の職員が行う職務の宣誓の中に「日本國憲法及び法律を擁護し支持する義務に關する事項をその内容に含むべきものとする。」と定めておるが、警察が地方に置かれまして地方公共團體の職員として市町村の警察吏員は職務をやるのでございまして、その場合におきまして、管理市町村の命令に従うのみならず、又憲法及び國の法律を擁護し支持する義務を明白に負うものであることを内容としたします。これらの規定に違反いたした場合は、法律及び憲法の擁護支持に欠けるとございまして、それ

は懲戒免職等の原因となるというふうな解釋をいたします。

○委員長(吉川末次郎君) 前文及び第一條乃至第三條までのところの説明に對しまして、御質疑がありましたら願います。

○鈴木直人君 この前文に「秩序を維持し」という言葉があります。第二條に「運営管理の作用として、公共の秩序の維持」という言葉があるわけであり

ます。又第一條には「公安の維持」ということがあるわけでありするが、この公共の秩序ということについてもう少し具体的に御説明願いたいと思ひます。

○説明員(加藤陽三君) ここで公共の秩序と申しますのは、我々の解釈いたしておりますところは、法律及び社會慣習を以て確定せられておる社會公共の、何と申しますか、一定の秩序、例えば國家の政體のようなものから、日常の生活における交通上の一定の慣習化した道徳律、個人的な私生活に亘るものは勿論除きますが、法律を以て私有財産制が規定されておるようなこと、非常に廣汎な意味で、凡そ警察の對象となる一切の秩序を公共の秩序と考へておるのであります。

○鈴木直人君 この警察法の組織の建前は、國家地方警察と自治體警察というふうな二本建てになつておりますがこの國家地方警察は相當全國的に一つの組織を持つた強い警察力を發揮し得るような組織になつております。勿論その末端におきましては、自治體警察を除くところの人口五千未満の町村にその足を伸べておるというような組織にはなつておるのであります。併しながらいこの警察力というものは、併し國家全体に組織網を持つたところの強い一つの組織體であるように考へる従来の警察組織、或いは警察力というものは、往々にして公共の秩序を維持するといふような漠然たる言葉の下に、或いは國家の秩序を維持し、例えば資本主義制度を維持して行く、或いは國體を擁護して行くといふような、いわ

ゆる特高警察の役割のような行爲を警察力がやつて来ております。又自分の政府を維持して行く、現在の政府をどこまでも維持して行くために警察力を使つて、そうしてそれが秩序の維持であるといふような解釋の下に、強い警察力が持たれて来ております。政党政治華かな時代におきましては、特にこの警察力を使つておるのであります。この新しい警察法が、今私が申し上げましたような過去におけるところの、或いは特高警察或いは特高警察といふような責務は與えられないといふのが、この第一條の精神であるかと思ひます。併しなが秩序を維持する、或いは公共の秩序を維持する公安の維持といふ漠然たる言葉によつて、將來政治的に警察力を維持して、自己の政治力を擁護して、新しい政治力に對してこれを暴圧して行くといふようなふうになつておると思ひます。が、この警察法を使うことがないといふわけに行かないと思ひます。そこでこの公共の秩序の維持といふことは、そういうものを含んでおるものであるかどうか。第一條の警察の責務の「公安の維持」という所には、そういうものを含まないものであるかと思ひますが、その点を一つはつきり御説明願いたいと思ひます。

○説明員(加藤陽三君) 只今のお尋ねになりました秩序の維持……公安の維持といふことも同様の問題でございまして、政治的な意味で、現在の法律及び固定した社會慣習、と申しますか、で認められておる秩序を維持する以上の作用を警察に行はせるといふようなこ

とを語つておりまして、國民に属する民主的權威の組織として、警察を確立するという趣旨を明白にしているのでございます。

とは、これは避けるべきである。この保障はあるかというお尋ねのように思いますが、政府を擁護すると申し述べても、憲法で許されておられる方法によりまして、合法的に政府を変えることをやりますよ、これは、これは警察の管掌とはなりませんのであります。暴力を以て非合法的に政府を顛覆するといふような運動は、やはり警察の対象になると思つてございまして、この保障は、警察の職務を限定いたしますことは、各國の例を見まして、なか／＼むづかしいのであります。どうして最後に公安の維持とか公共の秩序の維持といふような規定内容の限定しにくいような字句が出て参ります。外の英米等の國におきましてはこれで支障なく参つておられるようございまして、日本におきましては、只今御指摘になりましたような過去の事例もございまして、今回のこの法案におきましては、警察の運営の責任を委員会に委ねまして、その委員会は中央は五人、地方は三人であります。各党派から選ばれることもあります。うし、そうでない場合は厳正公平な他の者が委員に選ばれることもありましようし、この中央においては五人、地方においては三人が警察運用の責任者になられるわけにございまして、法律の上におきましては尙御疑問の点があるかも知れませんが、実際の執行の上におきましてはさうな御疑念は今後はなくなるであらうということを確認いたしておきます。

○小野 哲君 私は前文に關聯いたしまして二、三の事項を伺いたいと思つて、前文の中に今回の警察法の精神、狙いを明らかに書かれておるのであります。その中で個人と社会の責任の自覚を通じて、國民に属する民主的權威の組織を確立する云々である、これを目的としておられることが明らかになります。この警察法を通過いたしますが、今回の警察法を通過いたしますが、國家地方警察と自治体警察とに分れておる。尙又國家非常事態の発生を見ました場合におきましては、特別措置として内閣總理大臣の下に統制される、こういうふうなことになるのであります。これらの点を彼此勘案して見ますと、今回の警察法を新たに樹立する場合において、終局的責任がどう説明にありまして、公安委員会が運営管理に關する責任をとるといふふうな御説明であります。一時的ではあつても、内閣總理大臣がその責任をとるのか、このとき制度がここに樹立されようといふのであります。今回の警察制度の根本の公安の維持その他の責任を一体誰がとるか。同時に内閣との關係においてこの責任をいかに解釈していかうかという点について、政府委員の御所見を承りたいと思つておる。

○説明員(加藤陽三君) 只今のお尋ねの点は、私も非常にこの法案の作成の過程におきまして論議をし、意見も關係の向きに申した点でございまして、結局私はかような法案ができた以上は、こういう解釈をとりたいたいと思つておる。即ち國の治安を維持する最高責任は内閣總理大臣にある。ただ實際平常の場合におきましては、國家非常事態の時にのみその権限を留保いたしまして、その他の場合においては國家公安委員会及び都道府縣、市町村の公安委員会に運営を委任して、任したのだ、最後に秩序が乱れようとする場合でありますから、内閣總理大臣が出て参る。そのこと、この前文に謳つておられます。個人と社会の責任の自覚を通じて、云々の文句の關係でございまして、これは今までの日本の警察が、上から一方的に強いられ、權威を以て臨んだ警察であるといふことの代りに、今度は個人及びその個人の集團であります。この社会が、自分たちのお互いの仕事として、自分たちから由來する權威を以て、自分たちがその警察の仕事をするのだといふような觀念で、この警察法を運営すべきものであるといふことを述べておるのであります。現在の政府が民主的な權威の上に成立しておりますこと、大體同様な趣旨を以ちまして、この前文の規定はできておる、こういうふうな解釈でございまして。

○小野 哲君 只今伺いますと、終極の責任は内閣總理大臣にある、そういう点を留保いたしまして、この警察法ができておる、こういうふうなお話であります。さういふことになりまして、自治体警察における警察權といふものは、これは本來終極の責任者である内閣總理大臣の權限を委譲されたものであるか、或いは原始的に自治体警察の場合において、公安委員会なるものがその警察權を持つておるものであるか、この考え方如何によりましては、これに附帶いたした話の警察制度の問題にもいろいろと影響があるのではないかと。即ちもう一度繰返して申しますと、警察權が、特に自治体警察の場合におきまして原始的なりや、或いは委譲を受けたものであるか、この点についての御所見を承りたいと思つておる。

○説明員(加藤陽三君) この自治体警察の警察權の根源の問題でございまして、これは自治体の仕事として自治体のものが行つたという意味においては、固より自治体の仕事であります。國家の權限の警察といふものを國家の權限といたしまして、これを委譲したと解すべきものかどうか、私はこの法律を以て、この法律そのものが建て方といたしまして治安の維持は國の仕事である、併しこの法律を以て自治体の仕事としたのだ、それをその自治体の根源的の仕事と考えるかどうかといふことになりまして、やはりこれはこの法律を以て國の仕事を市町村に委任したといふふうな考えたいと思つておる。この点は尙關係の方面とも或いは論議を闘わして見なければならぬかと思つておるが、一應留保しながら以上の御答辭を申し上げます。

○委員長(吉川末次郎君) 重要な御質問であると思つておる。この次に内務大臣或いはその他の政府委員の方から、もう一度御答辭願うようにいたしたらいかがでしようか。

○小野 哲君 それで結構でございまして。

○鈴木直人君 先程の私の質問の、秩序の維持というやうな警察の實務の中には、従來高等警察或いは特高警察が持つていたやうな意味におけるところの公安の維持という作用を含むか含まないかといふことにつきまして、一つ内務大臣の責任ある答辭を後日得たいと思つておる。

○委員長(吉川末次郎君) ではそのやうに企画課長から、本省へお傳ひになつてお打合せをお願いいたします。他に御質疑ございせんか。御質疑がなければ、その次へ移りたいと思つておる。第二章へ移りまして、先ず第一節を議題にいたしたいと存じます。第一節、國家公安委員会について、説明員の説明を求めます。

○説明員(加藤陽三君) 第二章の前編は、國家地方警察のことを規定いたしておるのであります。國家地方警察の機關といたしましては、中央に内閣總理大臣の所轄の下に國家公安委員会を置きます。その事務部局として、本章第二節は、國家地方警察本部及び警察管区本部を設けることと規定しております。第三節といたしましては、都道府縣の警察に關しましては、公安委員会といふものを、市町村と同じやうな恰好で作りまして、運営の管理をやらせる。本章の第四節は、實際に働きます都道府縣の警察のことを規定しておるのであります。

第一節は、國家地方警察の方の國家公安委員会に關する規定でございまして、第四條は、只今申しました通り「内閣總理大臣の所轄の下に、國家公安委員会及び定員三万人を超えない國家地方警察隊を置く。定員三万人を超えない國家地方警察隊でありまして、この定員三万人と申しますのは、警察官の意味であります。警察官の定員三万人を超えない國家地方警察隊であります。この外に國家地方警察に必要なる職員を置くことは固よりであります。國家地方警察でありますので、建前といたしまして、その経費は國庫が負担する、こういうことになつております。

第四條の第二項は、國家公安委員会の事務といたしまして、第一は、警察

通信施設、これは全國を通じて、

つておるのであります。第六号は、こ

申しますのは、國家又は地方公共團體

ございまして。委員は國家公務員法によ

委員が所屬するに至つた場合は、二人

狙いを明らかに書かれておるのであり
ては國家公安委員會及び都道府縣、市
いは委譲を受けたものであるか、この
うに企画課長から、本省へお薦りにな
の事務といたしまして、第一は、警察

通信施設、これは全國を通じて、
建前といたしまして、國家公安委員會
が維持管理をいたします。但し自治体
警察の本部から管下の下部組織に通ず
るもの、例えて申しますと、大阪市の
警察部から市内の各警察署に通ずるも
の、警察署から又派出所に通ずるもの
というふうなものは、大阪市が維持い
たします。その他の東京と大阪を通じて
大阪と下関を通じてというような全國的
な警察通信施設というものは、國家公
安委員會の方で維持管理するというの
が第一号。第二号は犯罪鑑識施設、こ
れも後に出て参りますが、國家地方警
察本部と、都道府縣警察に犯罪鑑識
施設を置くことになっております。こ
れを國家公安委員會がやる。第三は警
察教養施設、これも他の條文に出て参
りますが、警察大学校、管区警察学校、
都道府縣警察学校というような警察教
養施設を維持管理いたします。この犯
罪鑑識施設と警察教養施設は固より國
家公安委員會以外に、自治体警察が自
体でやつてはいけないという趣旨のも
のではないのであります。第四号は
「その他國家地方警察の行政管理に関
する事項」、例えば國家地方警察官の人
事だとか予算というふうなものは國家
公安委員會で所掌いたします。第五
号は「犯罪鑑識及び犯罪統計に関する
事項」、これは第六章の第六十條に出て
参りますが、犯罪統計と犯罪鑑識に関
しましては、自治体警察は國家地方警
察の方に報告をする義務を負つておる
のであります。この第五号は單に國
家地方警察のみならず、全國を通じて
警察の能力の向上のために、國家公安
委員會が、國家地方警察と自治体警察
と合せて所掌する、こういうことにな

つておるのであります。第六号は、こ
れも後に出て参ります第七章の、國
家非常事態におきましては内閣總理大
臣が布告をいたしまして、國家地方警
察、自治体警察の双方を統制する、こ
ういうことになっておられますので、予
めその場合いかなる部署の計画を樹て
るといふことを考え、又その実施につ
いて必要な事項を担当するという事項
を第六号で規定いたしております。第
七号は、現在でも皇宮警察に關しまし
ては、皇宮警察部というものが警視廳
に所屬いたしておりますが、皇宮の警
衛警備のことを司つておりますが、こ
れは自治体警察に委すべきものでなし
に、國家公安委員會の方で直接所掌す
ることが適當であろうということ、並
びに東京都内における國會、内閣、各
省、會計検査院、最高裁判所は國の重
要な施設でございますので、この建物
及び施設に關しましては警察の事項は、
一應は自治体警察に委せましても、最
後の保障、保護は國家の機關によつて
行ふべきものであるという趣旨からい
まして、この第七号が規定されて
おります。但しこれは当該機關の要求
があつた場合に限るという前提を付け
ました。以上が國家公安委員會の任務
でございます。

第五條以下は國家公安委員會の組織
運営についての規定でございます。第
五條は、國家公安委員會は五人の委員
を以てこれを組織いたします。この委
員は警察職員又は官公廳における職業
的公務員後で申しまする例外がござい
ます。が、前歴のない者の中から、こ
の議院の同意を経て内閣總理大臣がこ
れを任命するということになつており
ます。官公廳における職業的公務員と
申しますのは、國家又は地方公共團體
から俸給を受け、その事務に従事する
公務員でありまして、而も國家又は地
方公共團體に、特に與えられていた特
別な権限を以て、一般國民に対する仕
事をやる官廳に従事する者、職業的公
務員と申しますと、國家公務員法の規
定に即して御説明申上げますと、一般
職の者は全部入りますし、特別職の者
の中でも、各省次官、建設院の長及び
終職連絡中、中央事務局長、宮内府の長
官、侍從長及び侍從並びに法律又は人
事委員會規則で指定する宮内府のその
他の職員、裁判官並びに裁判所調査員、
國會職員というふうなものはこの職業
的公務員の中に入るといふ解釈を取つ
ております。この第五條の第二項は、
第一項でその任命につきましては、兩
議院の同意を経るといふことになつて
おりますので、國家公務員法の人事院
の選任の例に倣ひまして、衆議院が同
意して參議院が同意しない場合におい
ては、日本國憲法第六十七條第二項の
場合の例により、衆議院の同意を以て
兩議院の同意とするといふようにした
のであります。第四項は委員の欠格條
項に關する規定でございます。特別
のものを除きまして人事院の欠格條項
に倣つております。第五項は委員は五
人でありまして、その中の三人以上
の者が同一の政党に屬することになり
ますと、最初にお尋ねがございました通
り、警察の運営が一元一派に偏すると
いふような虞れが生じますので、さよ
うなことのないように、その中の三人
以上が、同一政党に屬する者となるこ
ととなつてはならない。という規定を
設けてあるのでございます。

第六條は委員の服務に關する規定で
ございます。委員は國家公務員法によ
りまして、特別職の公務員となるので
ありますが、この服務につきましては、
原則といたしまして、一般職に關する
服務の規定をこれに準用するといふこ
とにいたしました。同じくその二項に
おきまして、國家公務員法の第一百條
の第三項の法律又は人事委員會の規則
で定めた職員は、政党その他の政治的
團體の役員となることのできないとい
ふことに倣ひまして、法律を以て指定
する意味を以ちまして、委員は、政党
その他の政治的團體の役員となること
のできないものといたしました。いつ
れも職務執行の適正を期せんがため
であります。

第七條は委員の任期に關する規定で
ございます。これは別段に説明の必要
もないものと思ひます。
第八條は委員の退職、罷免等に關す
る規定でございます。第一項におきま
しては、委員が欠格條項に該当するに
至りました場合には、當然退職するとい
ふことを規定してあります。第二項
は委員の罷免の場合でございます。こ
れは委員の罷免の場合の第一の場合で
あります。委員が心身の故障のため職務
の執行ができなかつた場合又は委員
に職務上の義務違反その他委員たる
に適しない非行があると認める場合に
おいては、兩議院の同意を経て内閣總
理大臣がこれを罷免することができ
ることになっております。次は委員の罷
免の場合の第二の場合であります。
第五條の第五項に對應するものであり
ます。即ち第一号は同一政党に三人以
上屬さないようにする委員の罷免であ
りまして、委員中何人も所屬していな
かつた同一の政党に新たに三人以上の

委員が所屬するに至つた場合は、二人
を除きまして、その以上の者を罷免す
る。第二号は、委員中一人がすでに所
屬している政党に新たに二人以上の委
員が所屬するに至つた場合は、その一
人を超える者を罷免する、こういう規
定でございます。その次の項はその罷
免の場合におきまして、兩議院の同意
の得方の規定でありまして、任命の場
合同様でございます。その次の規定
は、委員の罷免の場合におきまして、
三人以上同一政党に所屬することにな
つてはならないことといたしましたた
めに、前々項によりまして、こういう
場合には何人の委員を罷免するといふ
ことが書いてありますが、そのどうい
う委員を罷免するかという場合、委員
の二人がすでに所屬しておる政党に新
たに一人又は二人の委員が所屬するに
至つたという場合には、前の二人の者
には變動を加えないので、後から入つ
た人は、これは兩議院の同意を経ない
で直ちに罷免するといふことであり
ます。その次の項は以上述べました場
合を除きましては、委員はその意に反
して罷免されることがないという規定
でありまして、これも委員の身分を或
程度安定いたしまして、職務に公正な
態度を以て専念することができるよう
にせんがための規定でございます。

第九條は委員の報酬であります。大
体これは仕事の内容等から考えまして
檢察總長の俸給に準ずる報酬を受ける
ものとしたのであります。
第十條は委員會の運営に關する事柄
であります。委員の互選によつて委
員長を置きます。委員長の任期は一年
であります。再任することができま
す。但し委員長は委員長として他の委

員よりも特別の権能を持つことになるのではないのでありまして、この國家公安委員会の事務を処理する権限のみを與えられることになるのでございませう。これに規定いたしました以外の委員会の運営方法につきましては、委員会におきましてお決めのほうの方針で動いております。

○委員長（吉川末次郎君） 只今までの説明に対していろいろ御質疑もあるかと思ひますが、本日は政府委員が出席いたしてございまして、引続きまして第二節の説明を説明員に願うことにいたしたいと思います。どうぞ。

○説明員（加藤陽三君） 第二節は只今申しました國家公安委員会の事務局に對するものでございまして、國家公安委員会は事務局がありまして、國家地方警察本部、六つの管区警察本部を置くことにいたしてございませう。

第十一條は國家地方警察本部は國家公安委員会の権限に属する事項に關する事務を處理するために、國家公安委員会の事務局として置かれるものであるということを明らかにしてございませう。

第十二條は國家警察本部の長官の規定でありまして、この長官は國家公務員法の規定に基きまして、試験又は選考によつて任用されるのでございませうが、この場合におきます任命権者は國家公安委員会であるということとを明らかにいたしてございませう。罷免の場合の事由も國家公務員法の定めるところによるのであります。

第十三條は、國家地方警察本部長官の権限を書いたものでございまして、これは國家公安委員会の指揮監督を受

けて本部の事務を掌理するというところに相成つております。

第十四條は國家地方警察本部の機構に關して、國家地方警察本部には總務部、これは主に人事とか予算、會計というふうなものをやる所でございませう。それから警察部、これは警察官の服制或いは資材の斡旋或いは通信というふうなものを処掌いたします。

刑事部、これは犯罪の捜査、鑑識とかいふふうな事務を処掌することに相成りますが、この三つの部を含む五以内の部を置く、これ以上に更に又もう二部を置くことができるようになってございまして、具体的なことは目下研究中でございませう。本部の機構ではございませうが、國家地方警察本部に警察大学校を附置するということにいたしてございませう。警察大学校は本來は國家地方警察の新任及び現任の警察職員を訓練することが目的でございませうが、併せて要求がありまして、併せて

は、自治体警察の警察職員をも訓練するというところになってございませう。大体これは現在中央警察学校を拡張しようとするもので、警察大学校とすることにしようと思つてございませう。現在地方警察学校は各縣の警察官の中で警部補又は警部の優秀なる者を集めまして、概ね半年ずつの講習をいたしてございませう。これを更に長期に亘り、而も優秀な、もう少し程度の高い教養施設にいたすことになろうと思ひませう。

第十五條は國家地方警察本部の職員及び機關に關する規定でありまして、國家公安委員会の定めるところによりまして、次長一人、部長五人以内及びその他所要の所屬職員及び機關を置く。機關と申しますと、犯罪の科学研究所

とか、そういうふうなものを考えておられます。これらの職員は同じく國家公務員法に規定いたします一般公務員といたしまして、その任命、罷免につきまして、國家公務員法の適用を受けるのでございませうが、この任命権者は國家地方警察本部長官ということになつてございませう。

第十六條は警察管区の規定でございまして、全國を別表に掲げてございませう。六つの警察管区に分ちませう。一つは北海道、第二は東北六縣を一つのプロックとしたもの、第三は関東地方及び長野、静岡、新潟という所まで入れたものであります。第四のプロックは近畿地方に愛知、富山、福井、石川という北陸地方を加え、それに三重、岐阜を加えまして、第四プロックを作ります。第五プロックは中國、四國、第六プロックは九州全域を一体としたもので、それ、札幌、仙台、東京、大阪、廣島、福岡の各都市に本部を置くことにいたしてございませう。本部は第十六條に書いてあります通り、管区本部は國家地方警察の地方事務局といひまして、國家地方警察本部の事務を分掌することになるのであります。

國家地方警察本部の事務と申しますと、第十一條に書いてある國家公安委員会の権限に属する事項に關する事務でございませう。この分掌は主として地域的な分掌に相成るのであります。詳細な規定は國家地方警察の行政管轄といたしまして、國家公安委員会がこれを決めるといふことに相成ると思ひませう。

第十七條は警察管区本部の職員、機關等の規定でございまして、これも國家公安委員会が詳細な内容を定めることになつてございませう。本部長その他の所要の職員、及び機關を置く。その組織は、國家地方警察の例による。といふことになつてございませう。これらの職員も國家地方警察本部の職員と同じく一般公務員といたしまして國家公務員法の適用を受けませうが、この場合の任命権者は國家地方警察本部長官ということにいたしたものであります。

第十八條は警察管区本部の権限、責任關係を規定したものでございませう。警察管区本部は國家地方警察本部長官の指揮監督を受けまして、警察管区本部の事務を處理する。警察管区本部の事務と申しますと、第十六條によつてその分掌が決められるということになります。その管轄区域内の都道府縣國家地方警察の行政的調整及びその均齊を図るということになつてございませう。この意味は、都道府縣國家地方警察の運営管理は都道府縣の公安委員会が二十條によつてやることになつてございませう。行政管轄でございませう。而もその行政管轄の調整及び均齊を行うといふことでありまして、各府縣のやります行政管轄事務が凸凹があつた場合にそれを調整し、相互に連絡を図り、成るべくこれが均一な基準を以て進んで行く。それから俸給等の調整、人事の調整、後に出て参ります都道府縣國家地方警察の人事などは、都道府縣の警察廳でやることになつてございませう。人事の場合によりまして、交流でありますとか、俸給の平均でありますとか、教養訓練の基準を合せまして、歩調も合せて同じような仕事をやるというようなことを主として任務といたします。この第二項は警察

管区本部長及び都道府縣公安委員会の關係でありまして、管区本部長と都道府縣の公安委員会が行政管轄をやり、都道府縣公安委員会の方は都道府縣國家地方警察の運営管理をやるのでありますから、両方が相當緊密なる連絡を保ちまして初めて完全なる運営ができるということに相成りますので、その趣旨を以ちまして、緊密な連絡を以て警察の連絡に關する事項について適當に協力するといふ規定であります。

第十九條は各警察管区本部に警察學校を附置する。大體國家地方警察本部に警察大學校を附置すると同様な趣旨を以ちまして管区警察學校を附置することに相成つてございませう。都道府縣警察學校の中間に位置する施設でございまして、中級の幹部をここで養成訓練するといふ任務を担当いたしてございませう。管区警察學校は、國家地方警察の新任及び現任の警察職員及び要求のあつたときは自治体警察の新任及び現任の警察職員を訓練するといふ任務を担当いたします。これは第十四條と重複しておるようでありませうが、これは國家地方警察が維持運営の責に任ずるといふことに相成ると思ひませう。

○委員長（吉川末次郎君） 本日はこれを以て散會することにいたします。午前十一時五十三分散會。出席者は左の通り。

治安及び地方制度委員

委員長	吉川末次郎君
理事	中井 光次君 鈴木 直人君
委員	羽生 三七君

昭和二十三年四月六日印刷

昭和二十三年四月七日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局